

署名		十勝池田		適用地域名		評価方式又は評価倍率等				
市(区)町村名	音順	町名又は大字名	丁目又は字名等	宅地	田	畑	山林	原野		
				倍	倍	倍	倍	倍		
豊頃町		上記以外		1.0	純 3.8	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			柏木町	2.3	純 3.8	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
本別町		北6丁目	道道留辺葉・本別線沿い	2.3	—	—	—	—		
			上記以外	1.6	—	—	—	—		
陸別町		上記以外	栄町	2.1	純 3.8	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			錦町	2.3	純 3.8	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			緑町	2.0	純 3.8	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			陸別	1.9	—	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
陸別町		上記以外	東1条から東3条まで	1.9	—	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			本道	1.9	—	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			陸別原野	2.3	—	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			分線	1.1	—	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			8番地のうち国道沿い	2.3	—	純 3.75	純 5.5	純 5.2		
			上記以外	1.1	—	純 3.75	純 5.5	純 5.2		

署名		根室		適用地域名		評価方式又は評価倍率等				
市(区)町村名	音順	町名又は大字名	丁目又は字名等	宅地	田	畑	山林	原野		
				倍	倍	倍	倍	倍		
根室市	あ	明郷		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1		
			曙町	1.1	—	—	—	—		
			朝日町	1.0	—	—	—	—		
			厚床	1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1		
			有磯町	1.0	—	—	—	—		
根室市	う	梅ヶ枝町		1.3	—	—	—	—		
			お	落石西		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1
					落石東	1.0	—	—	—	—
			か	温根沼		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1
					温根元	1.0	—	純 3.1	—	—
					海岸町	1.1	—	—	—	—
桂木	1.0	—			純 3.1	—	純 5.1			
根室市	き	清隆町		1.0	—	—	—	—		
			北浜町	1.0	—	比 準	—	比 準		
	こ	光洋町		1.4	—	比 準	—	比 準		
				—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
	光和町	国鉄根室本線北側	1.6	—	—	—	—			
		" 南側	1.2	—	—	—	—			
	琴平町	1.1	—	—	—	—				
	湖南	1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1				
	駒場町	1丁目	1.1	—	比 準	—	比 準			
		上記以外	1.5	—	比 準	—	比 準			
瑠璃瑠		1.0	—	純 3.1	—	純 5.1				
	昆布盛	1.0	—	—	—	純 5.1				
さ	幸町		1.1	—	—	—	—			
		栄町	1.1	—	—	—	—			
		定基町	1.7	—	—	—	—			
し	汐見町	1.0	—	—	—	—				



署名		根 室		適用地域名			評価方式又は評価倍率等				
市(区)町村名	音順	町名又は大字名	丁目又は字名等	宅地	田	畑	山林	原野			
根	し	敷島町		倍 1.0	倍 —	倍 —	倍 —	倍 —			
		春国岱		1.0	—	—	—	—			
		昭和町		1.5	—	比 準	—	比 準			
た	ち	大正町		1.0	—	—	—	—			
		宝町		1.6	—	—	—	—			
室	ち	千島町		1.0	—	—	—	—			
		長節		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
つ	つ	月岡町		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		月見町		1.0	—	—	—	—			
市	と	東梅		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		常盤町		1.0	—	—	—	—			
		友和		1.0	—	純 3.1	—	純 5.1			
		豊里		1.0	—	純 3.1	—	純 5.1			
な	な	鳴海町		1.0	—	—	—	—			
		西厚床		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		西浜町	2丁目		1.3	—	比 準	—	比 準		
			3丁目		1.6	—	比 準	—	比 準		
の	は	上記以外		1.0	—	比 準	—	比 準			
		西和田		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		納沙布		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		初田牛	花咲町		1.0	—	—	—	—		
花咲港			1.0	—	比 準	—	比 準				
は	は	花園町		1.0	—	—	—	—			
		齒舞		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		浜松		1.0	—	—	—	純 5.1			
		東厚床		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			

署名		根 室		適用地域名			評価方式又は評価倍率等				
市(区)町村名	音順	町名又は大字名	丁目又は字名等	宅地	田	畑	山林	原野			
根	ひ	東和田		倍 1.0	倍 —	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		双沖		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
室	へ	平内町		1.0	—	—	—	—			
		別当賀		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		弁天島		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
市	ほ	宝林町	1丁目・2丁目		1.0	—	比 準	—	比 準		
			3丁目		1.7	—	比 準	—	比 準		
		4丁目・5丁目	4丁目・5丁目		1.5	—	比 準	—	比 準		
			北斗町		1.0	—	—	—	—		
ま	ま	穂香		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		幌茂尻		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		本町		1.0	—	—	—	—			
		牧の内		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
み	み	松ヶ枝町		1.0	—	—	—	—			
		松本町		1.0	—	—	—	—			
ら	ら	岬町		1.0	—	—	—	—			
		緑町		1.1	—	—	—	—			
め	め	1丁目・2丁目		1.25	—	—	—	—			
		3丁目		1.25	—	—	—	—			
や	や	明治町		1.3	—	比 準	—	比 準			
		弥栄町		1.0	—	—	—	—			
ら	ら	弥生町		1.1	—	—	—	—			
		檜昔		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
標	標	酪陽		1.0	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
		全地域		1.55	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1			
中標津町	中標津町	大通	大通		2.5	—	比 準	比 準	比 準		
			大通		2.5	—	純 3.1	純 5.1	純 5.1		



署名 根 室		適 用 地 域 名		評 価 方 式 又 は 評 価 倍 率 等						
市(区)町村名	音順	町名又は大字名	丁目又は字名等	宅地	田	畑	山林	原野		
				倍	倍	倍	倍	倍		
				—	—	—	—	—		
				純	純	純	純	純		
				比	比	比	比	比		
				準	準	準	準	準		
中標津町	西条丁目	北9丁目以北, 南9丁目以南	4.5	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
				—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	東条丁目	東2条から東6条	2.2	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
				—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	上記以外		2.8	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
				—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
別海町	旭町		1.8	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	川上町		1.65	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	寿町		1.65	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	常盤町		1.65	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	西春別駅前栄町		2.3	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	西本町		1.65	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	別海		1.8	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	緑町		1.65	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	宮舞町		1.65	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	上記以外		2.0	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
羅臼町	麻布町		1.4	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	海岸町		1.8	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	春日町		1.2	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	栄町		1.6	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	富士見町		2.1	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	船見町		1.4	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	本町		1.4	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	緑町		1.5	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	八木浜町		1.5	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
	礼文町		1.5	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1
上記以外		1.3	—	純	3.1	純	5.1	純	5.1	

別表2

借地権の評価割合

(1) 札幌市

自用地としての 1平方メートル当 たりの地価額	借地権割合		底地割合	
	自用建付地	貸家建付借地	貸付地	貸家建付自地
千円以上	%	%	%	%
360	75.0	52.5	25.0	77.5
300	70.0	49.0	30.0	79.0
240	65.0	45.5	35.0	80.5
150	60.0	42.0	40.0	82.0
90	55.0	38.5	45.0	83.5
30	50.0	35.0	50.0	85.0
20	45.0	31.5	55.0	86.5
15	40.0	28.0	60.0	88.0
8	35.0	24.5	65.0	89.5
3	30.0	21.0	70.0	91.0
3千円未満	(20.0)	—	80.0	94.0



(2) 函館市, 小樽市, 旭川市, 室蘭市, 苫小牧市, 北見市, 釧路市, 帯広市

自用地としての 1平方メートル当 たりの価額	借地権割合		底地割合	
	自用建付地	貸家建付借地	貸付地	貸家建付自地
千円以上	%	%	%	%
120	70.0	49.0	30.0	79.0
105	65.0	45.5	35.0	80.5
90	60.0	42.0	40.0	82.0
45	55.0	38.5	45.0	83.5
30	50.0	35.0	50.0	85.0
15	40.0	28.0	60.0	88.0
3	30.0	21.0	70.0	91.0
3千円未満	(20.0)	—	80.0	94.0

(3) (1), (2)以外の市町村

自用地としての 1平方メートル当 たりの価額	借地権割合		底地割合	
	自用建付地	貸家建付借地	貸付地	貸家建付自地
千円以上	%	%	%	%
8	50.0	35.0	50.0	85.0
5	40.0	28.0	60.0	88.0
3	30.0	21.0	70.0	91.0
3千円未満	(20.0)	—	80.0	94.0

別表3

宅地造成費の標準価額表

(1㎡当たり)

区分	金額	摘要
(1) 整地費	270 円	比較的平坦地の土地を整地する場合。
(2) 土盛費 (整地費を含む)	950 円	土盛の高さ1m当たり。
(3) 土止め費	(壁面1㎡当たり) 17,000 円	コンクリートブロックによる場合。 (高さ1m)

(注) 上記の金額は、標準的なものであるから、これによることを不相当とするものについては、土地の状況等を勘案のうえ精通者意見価格等をしんしゃくした金額による。



194 須賀市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、釧路市、帯広市 表18

貸付地率別の費用償還率

自用地としての (坪当り)の 償還率	貸付地率別		貸付地割合	
	費用	償還率	費用	償還率
1.20	7.40	4.00	3.00	7.00 (1)
合算する借地を以ての坪当り		円 6.75	4.00	償 8.5
0.0	8.00	4.00	4.00	8.20
4.0	3.30	3.00	4.50	8.35 (2)
3.0	3.00	3.00	3.00	8.50
1.5	2.50	2.00	2.00	8.80
1.0	2.00	2.00	2.00	9.10
0.5	1.50	1.00	1.00	9.40 (3)
合算する借地を以ての坪当り (1.5mの高)		円 1.00	1.00	償 9.10

注1. 1坪当りの費用は、借地を以ての坪当りの費用に、借地を以ての坪当りの費用の5割を加算して算出する。注2. 借地を以ての坪当りの費用は、借地を以ての坪当りの費用に、借地を以ての坪当りの費用の5割を加算して算出する。注3. 借地を以ての坪当りの費用は、借地を以ての坪当りの費用に、借地を以ての坪当りの費用の5割を加算して算出する。

自用地としての (平方メートル当り) の償還率	貸付地率別		貸付地割合	
	費用	償還率	費用	償還率
1.20	7.40	4.00	3.00	7.00
0.0	8.00	4.00	4.00	8.20
4.0	3.30	3.00	4.50	8.35
3.0	3.00	3.00	3.00	8.50
1.5	2.50	2.00	2.00	8.80
1.0	2.00	2.00	2.00	9.10
0.5	1.50	1.00	1.00	9.40

目次

第1章 調査の概要	1
第2章 調査地の概要	10
第3章 調査地の概要	20
第4章 調査地の概要	30
第5章 調査地の概要	40
第6章 調査地の概要	50
第7章 調査地の概要	60
第8章 調査地の概要	70
第9章 調査地の概要	80
第10章 調査地の概要	90
第11章 調査地の概要	100
第12章 調査地の概要	110
第13章 調査地の概要	120
第14章 調査地の概要	130
第15章 調査地の概要	140
第16章 調査地の概要	150
第17章 調査地の概要	160
第18章 調査地の概要	170
第19章 調査地の概要	180
第20章 調査地の概要	190
第21章 調査地の概要	200
第22章 調査地の概要	210
第23章 調査地の概要	220
第24章 調査地の概要	230
第25章 調査地の概要	240
第26章 調査地の概要	250
第27章 調査地の概要	260
第28章 調査地の概要	270
第29章 調査地の概要	280
第30章 調査地の概要	290
第31章 調査地の概要	300
第32章 調査地の概要	310
第33章 調査地の概要	320
第34章 調査地の概要	330
第35章 調査地の概要	340
第36章 調査地の概要	350
第37章 調査地の概要	360
第38章 調査地の概要	370
第39章 調査地の概要	380
第40章 調査地の概要	390
第41章 調査地の概要	400
第42章 調査地の概要	410
第43章 調査地の概要	420
第44章 調査地の概要	430
第45章 調査地の概要	440
第46章 調査地の概要	450
第47章 調査地の概要	460
第48章 調査地の概要	470
第49章 調査地の概要	480
第50章 調査地の概要	490
第51章 調査地の概要	500
第52章 調査地の概要	510
第53章 調査地の概要	520
第54章 調査地の概要	530
第55章 調査地の概要	540
第56章 調査地の概要	550
第57章 調査地の概要	560
第58章 調査地の概要	570
第59章 調査地の概要	580
第60章 調査地の概要	590
第61章 調査地の概要	600
第62章 調査地の概要	610
第63章 調査地の概要	620
第64章 調査地の概要	630
第65章 調査地の概要	640
第66章 調査地の概要	650
第67章 調査地の概要	660
第68章 調査地の概要	670
第69章 調査地の概要	680
第70章 調査地の概要	690
第71章 調査地の概要	700
第72章 調査地の概要	710
第73章 調査地の概要	720
第74章 調査地の概要	730
第75章 調査地の概要	740
第76章 調査地の概要	750
第77章 調査地の概要	760
第78章 調査地の概要	770
第79章 調査地の概要	780
第80章 調査地の概要	790
第81章 調査地の概要	800
第82章 調査地の概要	810
第83章 調査地の概要	820
第84章 調査地の概要	830
第85章 調査地の概要	840
第86章 調査地の概要	850
第87章 調査地の概要	860
第88章 調査地の概要	870
第89章 調査地の概要	880
第90章 調査地の概要	890
第91章 調査地の概要	900
第92章 調査地の概要	910
第93章 調査地の概要	920
第94章 調査地の概要	930
第95章 調査地の概要	940
第96章 調査地の概要	950
第97章 調査地の概要	960
第98章 調査地の概要	970
第99章 調査地の概要	980
第100章 調査地の概要	990
第101章 調査地の概要	1000

第2章 鉦泉地の部



## 目 次

鉱泉地の評価は、原則として、1筆ごとに、基本価額(2,500千円)に別表4(P206)の「温泉地指数」(P207)の「ゆり出量指数」を乗算して計算した金額により評価する。

	ページ
鉱泉地の評価	205
別表 4. 温泉地指数表	206
別表 5. ゆり出量指数表	207
別表 6. 温度に応ずるゆり出量補正率表	208



目 次

302 ..... 温泉の地質

308 ..... 温泉計測泉部 ▶ 表附

307 ..... 温泉計測量出の部 ▶ 表附

308 ..... 温泉計測量出の部を以てする温泉計測部 ▶ 表附

別表5

鉱泉地の評価

表附

鉱泉地の価額は、原則として、1筆ごとに、基本価額（2,500 千円）に別表4（P206）の「温泉地指数」と表5（P207）の「ゆり出量指数」とを連乗して計算した金額により評価する。

温泉地指数	ゆり出量指数	基本価額	評価額	温泉地名称	所在地
1.2	1.0	2,500	3,000	山宝	山宝
1.1	1.0	2,500	2,750	山宝	山宝
1.0	1.0	2,500	2,500	山宝	山宝
0.9	1.0	2,500	2,250	山宝	山宝
0.8	1.0	2,500	2,000	山宝	山宝
0.7	1.0	2,500	1,750	山宝	山宝
0.6	1.0	2,500	1,500	山宝	山宝
0.5	1.0	2,500	1,250	山宝	山宝
0.4	1.0	2,500	1,000	山宝	山宝
0.3	1.0	2,500	750	山宝	山宝
0.2	1.0	2,500	500	山宝	山宝
0.1	1.0	2,500	250	山宝	山宝
1.0	1.1	2,500	2,750	山宝	山宝
1.0	1.2	2,500	3,000	山宝	山宝
1.0	1.3	2,500	3,250	山宝	山宝
1.0	1.4	2,500	3,500	山宝	山宝
1.0	1.5	2,500	3,750	山宝	山宝
1.0	1.6	2,500	4,000	山宝	山宝
1.0	1.7	2,500	4,250	山宝	山宝
1.0	1.8	2,500	4,500	山宝	山宝
1.0	1.9	2,500	4,750	山宝	山宝
1.0	2.0	2,500	5,000	山宝	山宝
1.0	2.1	2,500	5,250	山宝	山宝
1.0	2.2	2,500	5,500	山宝	山宝
1.0	2.3	2,500	5,750	山宝	山宝
1.0	2.4	2,500	6,000	山宝	山宝
1.0	2.5	2,500	6,250	山宝	山宝
1.0	2.6	2,500	6,500	山宝	山宝
1.0	2.7	2,500	6,750	山宝	山宝
1.0	2.8	2,500	7,000	山宝	山宝
1.0	2.9	2,500	7,250	山宝	山宝
1.0	3.0	2,500	7,500	山宝	山宝

1. 温泉地指数は、原則として、1筆ごとに、基本価額（2,500 千円）に別表4（P206）の「温泉地指数」と表5（P207）の「ゆり出量指数」とを連乗して計算した金額により評価する。この場合において、ゆり出量指数が1.0である場合は、温泉地指数をそのまま用いるものとする。ゆり出量指数が1.0未満の場合は、温泉地指数を1.0とみなすものとする。

2. 温泉地指数は、原則として、1筆ごとに、基本価額（2,500 千円）に別表4（P206）の「温泉地指数」と表5（P207）の「ゆり出量指数」とを連乗して計算した金額により評価する。この場合において、ゆり出量指数が1.0である場合は、温泉地指数をそのまま用いるものとする。ゆり出量指数が1.0未満の場合は、温泉地指数を1.0とみなすものとする。

3. 温泉地指数は、原則として、1筆ごとに、基本価額（2,500 千円）に別表4（P206）の「温泉地指数」と表5（P207）の「ゆり出量指数」とを連乗して計算した金額により評価する。この場合において、ゆり出量指数が1.0である場合は、温泉地指数をそのまま用いるものとする。ゆり出量指数が1.0未満の場合は、温泉地指数を1.0とみなすものとする。



別表4

## 温泉地指数表

署名	温泉地名	所在地	温泉地指数	(参考) ゆう出量が標準状態のときの鉱泉地の価額
札幌南	定山溪	札幌市南区	1.75	4,375 千円
	小金湯	"	0.35	875
	支笏湖	千歳市	0.55	1,375
函館	湯の川	函館市	1.70	4,250
	大沼	七飯町	0.50	1,250
	鹿部	鹿部町	0.30	750
	恵山	恵山町	0.40	1,000
江差	五厘沢慶喜	江差町	0.25	625
八雲	長万部	長万部町	0.30	750
	二股ラジウム	"	0.10	250
小樽	朝里川	小樽市	0.35	875
倶知安	昆布	ニセコ町	0.35	875
	雷電	岩内町	0.40	1,000
旭川東	層雲峡	上川町	1.25	3,125
	白金	美瑛町	0.55	1,375
	天人峡	東川町	0.55	1,375
	勇駒別	"	0.45	1,125
稚内	豊富	豊富町	0.30	750
室蘭	北湯沢	大滝村	0.25	625
	洞爺湖	虻田町	1.80	4,500
	登別	登別市	1.80	4,500
	カルルス	"	0.30	750
苫小牧	壮瞥	壮瞥町	0.55	1,375
	ウトナイ	苫小牧市	0.40	1,000
網走	白老臨海	白老町	0.55	1,375
	ウトロ	斜里町	0.45	1,125
北見	温根湯	留辺蘂町	0.95	2,375
釧路	阿寒湖畔	阿寒町	1.15	2,875
	摩周(旧弟子屈)	弟子屈町	0.65	1,625
	川湯	"	0.95	2,375
帯広	十勝川	音更町	0.70	1,750
	糠平	上士幌町	0.50	1,250
	然別湖畔	鹿追町	0.40	1,000

別表5

## ゆう出量指数表

ゆう出量(リットル)		指数	ゆう出量(リットル)		指数
9	未満	0.30	772以上	808未満	11.00
9以上	16未満	0.35	808	844	11.50
16	23	0.40	844	880	12.00
23	31	0.45	880	916	12.50
31	38	0.50	916	952	13.00
38	45	0.60	952	988	13.50
45	52	0.70	988	1,024	14.00
52	59	0.80	1,024	1,060	14.50
59	67	0.90	1,060	1,096	15.00
67	79	1.00	1,096	1,132	15.50
79	97	1.25	1,132	1,168	16.00
97	115	1.50	1,168	1,204	16.50
115	133	1.75	1,204	1,240	17.00
133	151	2.00	1,240	1,276	17.50
151	169	2.25	1,276	1,312	18.00
169	196	2.50	1,312	1,348	18.50
196	232	3.00	1,348	1,384	19.00
232	268	3.50	1,384	1,420	19.50
268	304	4.00	1,420	1,456	20.00
304	340	4.50	1,456	1,492	20.50
340	376	5.00	1,492	1,528	21.00
376	412	5.50	1,528	1,564	21.50
412	448	6.00	1,564	1,600	22.00
448	484	6.50	1,600	1,636	22.50
484	520	7.00	1,636	1,672	23.00
520	556	7.50	1,672	1,708	23.50
556	592	8.00	1,708	1,744	24.00
592	628	8.50	1,744	1,780	24.50
628	664	9.00	1,780	以上	25.00
664	700	9.50			
700	736	10.00			
736	772	10.50			

- (注) 1. この表を適用するにあたって用いるべきゆう出量は、その鉱泉地の1分当たりのゆう出量に別表6(P208)「温度に応ずるゆう出量補正率表」に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じて求めた補正後のゆう出量による。この場合において、1分当たりのゆう出量は、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにおいては、その余剰量を除いたゆう出量によって算定したものにより、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間(分)で除して求めたゆう出量による。
2. 枯湯した鉱泉地又は未利用の鉱泉地のゆう出量指数は、それぞれ 0.30 又は 0.50 とする。



別表6

温度に応ずるゆう出量補正率表

温 度 (度)		補 正 率	温 度 (度)		補 正 率
25	未 満	0.20	60 以上	65 未 満	1.10
25 以上	30 未 満	0.35	65 "	70 "	1.15
30 "	35 "	0.50	70 "	75 "	1.20
35 "	40 "	0.65	75 "	80 "	1.25
40 "	45 "	0.80	80 "	85 "	1.30
45 "	50 "	0.90	85 "	90 "	1.35
50 "	55 "	1.00	90 "	95 "	1.40
55 "	60 "	1.05	95 "	以 上	1.45

2表眼

家 屋 の 評 価

第3 家 屋 の 部



## 家 屋 の 評 価

家屋の価額は、原則として、1棟の家屋ごとに次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方法によって評価する。

家屋等の区分	評 価 方 法
(1) 自 用 家 屋	その家屋の固定資産税評価額に 1.0 倍を乗じて求めた金額によって評価する。
(2) 貸 家 屋	上記(1)により評価した家屋の価額100分の70に相当する金額によって評価する。
(3) 固定資産税課税台帳等に登録されていない新築家屋	その家屋の付近にある家屋で構造用途等が同一のものの固定資産税評価額を基として適正に評価した金額をもって評価する。 なお、申告期限までに、その家屋にかかる不動産取得税が課税されている場合には、その課税標準の額を基に上記(1)、(2)により評価してもさしつかえない。
(4) 建 築 中 の 家 屋	その家屋の費用現価（課税時期までに投下した費用の額を課税時期に引きなおした額の合計額をいう。）の100分の70に相当する金額によって評価する。



## 家 庭 の 概 況

この表は、世帯の収入と支出、貯蓄と負債の状況を明らかにし、世帯の経済的状況を把握するものである。

表 示 内 容	単 位
世帯の収入	円
世帯の支出	円
貯蓄	円
負債	円

## 目 次

第1章 調査の意義と目的	1
第2章 調査の方法	10
第3章 調査の結果	20
第4章 果樹、アスパラガスの部	30
第5章 結論	40

## 第4 果樹、アスパラガスの部







# 1. 果樹の標準価額

(1) りんご

(10アール当たり)

区分	幼齡樹	成 熟 樹					老 齡 樹			
		青 年 期			壯 年 期		51年以上			
		11~	16~	21~	26~	31~	36~	41~	46~	51年以上
	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	51年以上
署名	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
余市	42,000 <sup>円</sup>	47,000 <sup>円</sup>	64,000 <sup>円</sup>	73,000 <sup>円</sup>	92,000 <sup>円</sup>	81,000 <sup>円</sup>	70,000 <sup>円</sup>	59,000 <sup>円</sup>	44,000 <sup>円</sup>	44,000 <sup>円</sup> ~ 23,000
札幌南										
函館	37,000	41,000	51,000	58,000	73,000	64,000	55,000	46,000	33,000	33,000 <sup>円</sup> ~ 16,000
滝川										
深川										
上記以外 の署	25,000	28,000	35,000	40,000	50,000	44,000	38,000	31,000	23,000	23,000 <sup>円</sup> ~ 12,000

(注) 幼齡樹の評価は、育成年次により、それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
評価割合	10%	20%	25%	40%	50%	65%	75%	85%	95%	100%

育成年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
評価割合	10%	20%	25%	40%	50%	65%	75%	85%	95%	100%



(2) な し

露南華露の樹果

(10アール当たり)

区分 署名	幼 齡 樹	成 熟 樹		老 齡 樹	
		青 年 期	壯 年 期		
	1~7年	8~15年	16~25年	26~35年	36年以上
価 額	価 額	価 額	価 額	価 額	価 額
全 管	32,000 円	35,000 円	55,000 円	35,000 円	35,000~20,000 円

注) 幼齡樹の評価は、育成年次により、それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7
評価割合	15%	20%	35%	50%	65%	85%	100%

(3) ぶ ど う

(10アール当たり)

区分 署名	幼 齡 樹	成 熟 樹		老 齡 樹
		青 年 期	壯 年 期	
	1~4年	5~6年	7~10年	11年以上
価 額	価 額	価 額	価 額	価 額
余 市	59,000 円	66,000 円	95,000 円	95,000 ~ 36,000 円
札幌南 小樽	50,000	55,000	80,000	80,000 ~ 30,000
上記以 外の署	19,000	21,000	30,000	30,000 ~ 12,000

注) 幼齡樹の評価は、育成年次により、それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4
評価割合	20%	50%	80%	100%

2. アスパラガスの標準価額

(10アール当たり)

区分 署名	幼 齡 期	成 熟 期		老 齡 期	
		青 年 期	壯 年 期		
	1~2年	3~4年	5~10年	11年~15年	16年以上
価 額	価 額	価 額	価 額	価 額	価 額
全 管	37,000 円	46,000 円	70,000 円	56,000 円	27,000 円

注) 幼齡期のうち、1年のものは、標準価額の80%相当額とする。



5. スペースの標準価額

(107-ル当たり)

(107-ル当たり)

種別	標準価額	標準価額		標準価額	標準価額
		標準価額	標準価額		
107-ル以上	11年-12年	2-10年	2-10年	1-3年	35000
標準価額	標準価額	標準価額	標準価額	標準価額	標準価額
標準価額	標準価額	標準価額	標準価額	標準価額	標準価額

例) 標準価額の20%以上の標準価額を有する標準価額を算出して評価する。

(107-ル当たり)

標準価額	標準価額
11年以上	標準価額
標準価額	標準価額
標準価額	標準価額
標準価額	標準価額

例) 標準価額の20%以上の標準価額を算出して評価する。

第5 立 木 の 部



## 立木の評価

### 目 次

立木の評価は、樹種ごとに、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方法によって行う。

	ページ
立木の評価	225
別表 7 針葉樹の樹齢別標準価額	228
別表 8 地利級判定表	230
別表 9 針葉樹の標準立木材積表	231
別表10 総合等級指数表	233
別表11 広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額	234
別表12 森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額	238
別表13 広葉樹の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表	239

(別表7)  
(P228)

(別表9)  
(P231)

(注)

- 1 (別表9)「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木についての地味度は、なおむの中量に該当するものとする。
- 2 (別表9)「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木について立木度は、次による。
  - (a) 森林の立木量の階級の大小にかかわらず植林した森林については、なおむその立木度を中量とし、自然林については、なおむその立木度を中量とする。
  - (b) この場合において、岩石、がけ崩れ等による不利用地があるときは、その不利用地の地積を除いた地積がその森林の地積とする。
  - (c) 岩石、がけ崩れ等による不利用地が概を占めている森林で、その不利用地の地積を森林の地積から除外することが出来ない森林については、植林した森林は、なおむその立木度を中量とし、自然林は、なおむその立木度を中量とする。



目 次

1	針葉樹の立木	1
2	落葉樹の立木	2
3	雑木類の立木	3
4	樹齢15年以上のからまつ	4
5	樹齢15年以上のすぎ	5
6	樹齢15年以上のとどまつ	6
7	立木材積が明らかなもの	7
8	上記以外の針葉樹	8

立木の区分 立木の評価 立木の立

立木の評価は、樹種ごとに、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方法によって行なう。

立木の区分	評価方法
(1) 樹齢15年以上のからまつ すぎ とどまつ (立木材積が明らかなもの)	<p>次の算式により計算した金額により評価する。</p> $\text{樹齢別標準価額} \times \frac{\text{実際の1ヘクタール当たりの立木材積}}{1\text{ヘクタール当たり標準立木材積}} \left( \begin{array}{l} 0.05\text{きざみと} \\ \text{し, } 0.05\text{未満} \\ \text{は切り捨てる。} \end{array} \right) \times \text{地利級の割合} = \text{1ヘクタール当たりの評価額}$ <p>                     (別表7 (P228)) (別表9 (P231)) (別表8 (P230))                 </p>
(2) 上記以外の針葉樹	<p>次の算式により計算した金額により評価する。</p> $\text{樹齢別標準価額} \times \frac{\text{総合等級指数(別表10 (P233))}}{\text{地利級の割合}} \times \frac{\text{立木度の割合}}{\text{地利級の割合}} = \text{1ヘクタール当たりの評価額}$ <p>                     (別表7 (P228)) (別表8 (P230))                 </p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(別表9)「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木についての地味級は、おおむね中級に該当するものとする。</li> <li>(別表9)「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木について立木度は、次による。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>森林の立木度の間隔の大小にかかわらず植林した森林については、おおむねその立木度を密とし、自然林については、おおむねその立木度を中庸とする。</li> <li>この場合において、岩石、がけ崩れ等による不利用地があるときは、その不利用地の地積を除外した地積がその森林の地積とする。</li> <li>岩石、がけ崩れ等による不利用地が散在している森林で、その不利用地の地積を森林の地積から除外することが出来ない森林については、植林した森林は、おおむねその立木度を中庸とし、自然林は、おおむねその立木度を疎とする。</li> </ol> </li> </ol>



立木の区分	評価の方法
(3) 広葉樹	<p>次の算式により計算した金額により評価する。</p> $\frac{\text{総合等級指数(別表10(P233))}}{\text{樹種別標準価額(別表11(P234))}} \times \frac{\text{地味級の割合}}{\text{立木度の割合}} \times \frac{\text{地利級の割合}}{\text{の割合}} = \text{1ヘクタール当りの評価額(別表8(P230))}$ <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>評価森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における標準価額は、(別表12)「森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額」による。</li> <li>地味級は、評価する森林のうち、上部、中部及び下部の平均1ヘクタール当たりの材積を求め、(別表13)「広葉樹の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表」により判定する。</li> <li>2に掲げる「広葉樹の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表」に定めのない樹齢の立木についての地味級はおおむね中級に該当するものとして取り扱う。</li> <li>立木度は次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>森林の立木の間隔の大小にかかわらず植林した森林については、おおむねその立木度を密とし、自然林については、おおむねその立木度を中庸とする。 この場合において岩石、がけ崩れ等による不利用地があるときはその不利用地の地積を除外した地積をその森林の地積とする。</li> <li>岩石、がけ崩れ等による不利用地が散在している森林で、その不利用地の地積を森林の地積から除外することのできない森林については、植林した森林はおおむねその立木度を中庸とし、自然林は、おおむねその立木度を疎とする。</li> <li>くぬぎ及び雑木については前2号にかかわらずその立木度を密とする。ただし、自然林を密とすることを適当としない状態にあるときはその状況により中庸または疎とする。</li> </ol> </li> </ol>

立木の区分	評価の方法										
(4) 保安林等の立木	<p>上記により評価した立木の価額から、その価額に、法令に基づき定められた伐採関係の区分にしたがい、それぞれ次に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した価額により評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令に基づき定められた伐採関係の区分</th> <th>控除割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一部皆伐</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>択伐</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>単木選伐</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>禁伐</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>	法令に基づき定められた伐採関係の区分	控除割合	一部皆伐	0.2	択伐	0.4	単木選伐	0.6	禁伐	0.7
法令に基づき定められた伐採関係の区分	控除割合										
一部皆伐	0.2										
択伐	0.4										
単木選伐	0.6										
禁伐	0.7										



別表7

針葉樹の樹齢別標準価額

(1ヘクタール当たり)

区分 樹齢	標準価額			区分 樹齢	標準価額		
	からまつ	すぎ	とどまつ		からまつ	すぎ	とどまつ
年	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円
1	70	190	75	22	213	392	139
2	78	211	85	23	225	409	144
3	79	213	86	24	238	425	149
4	81	216	86	25	252	444	154
5	84	220	87	26	267	462	159
6	87	225	89	27	281	482	164
7	90	230	90	28	297	502	170
8	94	235	92	29	313	522	176
9	99	243	94	30	◎330	544	182
10	105	250	96	31		566	188
11	111	257	99	32		589	195
12	117	266	102	33		614	202
13	124	275	105	34		642	209
14	132	286	108	35		671	216
15	140	297	111	36		701	223
16	148	308	115	37		732	231
17	158	320	118	38		767	239
18	168	333	122	39		804	247
19	178	347	126	40		844	256
20	189	361	130	41		886	264
21	200	376	135	42		928	272

別表9

(1ヘクタール当たり)

区分 樹齢	標準価額		区分 樹齢	標準価額	
	すぎ	とどまつ		とどまつ	
年	千円	千円	年	千円	
43	970	281	64	571	注
44	1,011	291	65	587	1. ◎印は標準伐期を示す。
45	1,053	300	66	603	2. 「あすなる」「きはり」は「すぎ」に準ずる。
46	1,094	311	67	619	3. 「とうひ」「ストロブ」は「からまつ」に準ずる。
47	1,135	323	68	637	4. 「えぞまつ」は「とどまつ」に準ずる。
48	1,177	335	69	653	5. 標準伐期をこえて標準伐期の2倍の樹齢に達するまでの立木の標準価額は、標準伐期における標準価額を基とし、年利2分とした場合の当該樹齢に応ずる複利終価の額とする。
49	1,218	348	70	◎670	
50	◎1,260	361			
51		375			
52		388			
53		403			
54		417			
55		432			
56		447			
57		461			
58		476			
59		492			
60		507			
61		523			
62		538			
63		554			



別表 8

地利級判定表

小出し距離 Km	小運搬距離 Km																		
	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
0.2	1級(1.3)																		
0.3																	2級(1.2)		
0.5																	3級(1.1)		
1.0																	4級(1.0)		
1.5																	5級(0.9)		
2.0																	6級(0.8)		
2.5																	7級(0.7)		
3.0																	8級(0.6)		
3.5																	9級(0.5)		
4.0																	10級(0.4)		
4.5																	11級(0.3)		
5.0																	12級(0.2)		
5.5																	13級(0.1)		
6.0																	14級(0)		
6.5																			
7.0																			

- (注) 1. 小出し距離は、ケーブルの架設を想定した場合における木寄せ場と小運搬道路との最短直線距離(木寄せ場が2以上ある場合には、最短直線距離の合計数)により求める。
2. 本表はトラック運搬によっているから、馬搬による林地については、当該地利級より一級を引き下げる。
3. 14級に該当する場合(植林した立木で、10ヘクタール程度以上の集団のものに限る)であっても、その立木の搬出その他の状況から勘案して、14級として取扱うことが適当でないと認められるものについては、13級の指数の範囲内において、その地利級指数を定める。

別表 9

針葉樹の標準立木材積表

(1ヘクタール当たり)

樹種 標準伐期 樹齢	からまつ		すぎ		とどまつ		樹種 標準伐期 樹齢	すぎ		とどまつ	
	30年		50年		70年			50年		70年	
年	m <sup>3</sup>	石	m <sup>3</sup>	石	m <sup>3</sup>	石	年	m <sup>3</sup>	石	m <sup>3</sup>	石
15	97	349	33	119	7	25	44	289	1,039	156	561
16	108	388	44	158	10	36	45	296	1,064	162	582
17	117	420	54	194	13	47	46	304	1,092	168	604
18	127	456	64	230	16	57	47	312	1,121	174	625
19	136	489	74	266	20	72	48	319	1,146	180	647
20	143	514	83	298	24	86	49	327	1,175	186	669
21	151	543	91	327	28	101	50	334	1,200	192	690
22	158	568	100	359	32	115	51	341	1,225	198	712
23	165	593	108	388	36	129	52	347	1,247	203	730
24	172	618	117	420	41	147	53	354	1,272	208	747
25	179	643	125	449	46	165	54	360	1,294	213	765
26	186	668	134	482	51	183	55	366	1,315	218	783
27	191	686	142	510	56	201	56	373	1,340	222	798
28	197	708	152	546	61	219	57	379	1,362	226	812
29	202	726	161	579	66	237	58	386	1,387	230	827
30	205	737	171	615	72	259	59	392	1,409	234	841
31	209	751	181	650	78	280	60	398	1,430	238	853
32	213	765	190	683	84	302	61	405	1,455	242	870
33	216	776	199	715	90	323	62	411	1,477	246	884
34	220	791	207	744	96	345	63	418	1,502	250	899
35	223	801	216	776	102	366	64	424	1,524	254	913
36			224	805	108	388	65	429	1,542	260	934
37			233	837	114	410	66	435	1,563	264	949
38			241	866	120	431	67	441	1,585	268	963
39			249	895	126	453	68	446	1,603	272	977
40			258	927	132	474	69	452	1,624	276	992
41			266	956	138	496	70	457	1,642	280	1,000
42			274	985	144	517	71			283	1,017
43			281	1,010	150	539	72			286	1,028



(1ヘクタール当たり)

樹種 樹齡	とどまつ	
	70年	
年	m <sup>3</sup>	石
73	289	1,039
74	292	1,049
75	295	1,060
76	298	1,071
77	301	1,082
78	304	1,092
79	307	1,103
80	310	1,114
81	313	1,125
82	316	1,136
83	319	1,146
84	322	1,157
85	325	1,168
86	328	1,179
87	330	1,186
88	332	1,193
89	334	1,200
90	336	1,207
91	338	1,215
92	340	1,222
93	342	1,229
94	344	1,236
95	346	1,243
96	348	1,251
97	350	1,258
98	352	1,265
99	354	1,272
100	356	1,279

別表 10

総合等級指数表

(地味級, 立木度及び地利級の各割合を連乗した数値)

地利級	立木度 地味級	密			庸			疎		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	1	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45
2	2	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40
3	3	1.40	1.10	0.65	1.10	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35
4	4	1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35
5	5	1.15	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	0.70	0.50	0.30
6	6	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25
7	7	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25
8	8	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20
9	9	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15
10	10	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10
11	11	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10
12	12	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05
13	13	0.13	0.10	0.05	0.10	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03
14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0



別表 11

広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額

(1ヘクタール当たり)

区 分 樹 齢	標準価額							
	一斉林	用材林						
		な ら	や ち だ も	せ ん	ま か ば	か つ ら	し な	そ の 他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	14	14	14	14	14	14	14	14
2	14	15	15	15	15	14	14	14
3	15	15	16	16	16	14	15	14
4	16	16	17	17	18	15	15	14
5	16	18	19	19	20	15	16	15
6	17	19	21	21	22	16	16	15
7	19	21	24	23	25	16	17	15
8	20	23	27	26	28	17	18	16
9	22	26	30	29	32	18	19	16
10	24	29	34	33	36	19	20	17
11	26	32	38	37	40	20	22	17
12	28	35	43	41	46	21	23	18
13	30	39	48	46	51	22	25	19
14	33	43	53	51	57	23	26	19
15	36	47	59	56	63	24	28	20
16	38	52	65	62	70	26	30	21
17	42	57	72	68	77	27	32	22
18	45	62	79	75	85	29	35	23
19	48	67	87	82	93	31	37	24
20	52	73	94	89	102	33	39	25
21	56	79	102	97	111	34	42	26
22	60	86	111	105	120	36	45	27
23	65	92	120	114	130	39	48	28
24	69	99	130	122	140	41	51	29
25	74	106	140	132	151	43	54	31

区 分 樹 齢	標準価額							
	一斉林	用材林						
		な ら	や ち だ も	せ ん	ま か ば	か つ ら	し な	そ の 他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	79	114	150	141	162	45	57	32
27	84	122	160	151	174	48	60	33
28	89	130	171	162	186	50	64	35
29	94	138	183	172	198	53	68	36
30	◎100	147	195	184	211	56	71	38
31		156	207	195	225	59	75	40
32		165	220	207	238	62	79	41
33		175	233	219	253	65	83	43
34		185	246	232	267	68	88	45
35		195	260	245	283	71	92	47
36		205	274	258	298	74	97	49
37		216	289	272	314	78	101	51
38		227	304	286	331	81	106	53
39		239	319	301	348	85	111	55
40		250	335	315	365	88	116	57
41		262	351	331	383	92	121	59
42		274	368	346	401	96	126	61
43		287	385	362	419	100	132	63
44		300	403	379	438	104	137	66
45		313	421	396	458	108	143	68
46		326	439	413	478	112	149	70
47		340	457	430	498	117	155	73
48		354	476	448	519	121	161	75
49		368	496	466	540	125	167	78
50		383	516	485	562	130	173	81
51		398	536	504	584	135	180	83
52		413	557	523	607	140	186	86
53		429	578	543	630	144	193	89



区分 樹齡	標準価額									
	一斉林	用材林								
		な	ら	やちだも	せ	ん	まかば	かつら	し	な
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
54		445	599	563	653	149	200	92		
55		461	621	584	677	154	207	95		
56		477	644	605	702	160	214	98		
57		494	666	626	726	165	221	101		
58		511	689	648	752	170	228	104		
59		528	713	670	777	176	236	107		
60		546	737	692	803	181	243	110		
61		563	761	715	830	187	251	113		
62		582	786	738	857	192	259	117		
63		599	810	761	883	198	267	120		
64		619	836	786	912	204	275	123		
65		638	862	810	940	210	283	127		
66		657	888	835	969	216	292	130		
67		677	915	860	998	222	300	134		
68		697	942	885	1,028	229	309	137		
69		717	970	911	1,058	235	317	141		
70		737	998	937	1,088	241	326	145		
71		758	1,026	964	1,119	248	335	148		
72		779	1,055	991	1,151	255	344	152		
73		801	1,084	1,018	1,182	261	353	156		
74		822	1,113	1,046	1,215	268	363	160		
75		845	1,143	1,074	1,247	275	372	164		
76		867	1,174	1,102	1,280	282	382	168		
77		889	1,204	1,131	1,314	289	392	172		
78		912	1,235	1,160	1,348	296	402	176		
79		936	1,267	1,190	1,382	304	412	180		
80		959	1,299	1,220	1,417	311	422	185		
81		983	1,331	1,250	1,453	319	432	189		

(1ヘクタール当たり)

区分 樹齡	標準価額									
	一斉林	用材林								
		な	ら	やちだも	せ	ん	まかば	かつら	し	な
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
82		1,007	1,364	1,281	1,488	326	442	193		
83		1,031	1,397	1,312	1,524	334	453	198		
84		1,056	1,430	1,343	1,561	342	463	202		
85		1,081	1,464	1,375	1,598	349	474	207		
86		1,106	1,499	1,407	1,636	357	485	211		
87		1,132	1,533	1,440	1,673	365	496	216		
88		1,157	1,568	1,473	1,712	373	507	220		
89		1,184	1,604	1,506	1,751	382	519	225		
90		◎1,210	◎1,640	◎1,540	◎1,790	◎390	◎530	◎230		

(注)

- ◎印は標準伐期を示す。
- 標準伐期をこえて標準伐期の2倍の樹齡に達するまでの立木の標準価額は、標準伐期における標準価額を基とし、年利2分とした場合のその樹齡に応ずる複利終価の額とする。
- 樹齡30年までの雑木については、その森林が用材林として育成されているものを除き原則として一斉林として評価し、樹齡30年をこえる雑木については、その森林が薪炭林として育成されているものを除き用材林として評価する。たとえば、一斉林のうちにも育成管理の状況、蓄積の状況等からみて明らかに用材向の立木と判断されるものがある場合には、その立木の部分は、用材林として評価する。逆の場合も同様とする。

(計算例)

一斉林と認められるものの蓄積割合 80%  
 用材林 " " 20%  
 (一斉林としての1ヘクタール当たり評価額 × 80% + 用材林としての1ヘクタール当たり評価額 × 20%) × 地積



別表 12

森林の構成樹種の混交割合が不明な場合  
における広葉樹の樹齢別標準価額

(1ヘクタール当たり)

樹齢	区分	標準価額	樹齢	区分	標準価額	樹齢	区分	標準価額
	用材林	千円		用材林	千円		用材林	千円
1	年	14	26	年	55	51	年	170
2		14	27		58	52		176
3		15	28		61	53		183
4		15	29		64	54		189
5		16	30		68	55		196
6		16	31		72	56		202
7		17	32		75	57		209
8		18	33		79	58		216
9		19	34		83	59		223
10		20	35		87	60		230
11		21	36		92	61		237
12		23	37		96	62		245
13		24	38		101	63		252
14		26	39		105	64		260
15		28	40		110	65		267
16		29	41		115	66		275
17		31	42		120	67		283
18		33	43		125	68		291
19		36	44		130	69		300
20		38	45		136	70		308
21		40	46		141	71		316
22		43	47		147	72		325
23		46	48		152	73		334
24		49	49		158	74		343
25		52	50		164	75		351

(注) 適用に当たっては、(別表 11)「広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額」の(注)に留意する。

別表 13

広葉樹の1ヘクタール当たりの  
立木材積による地味級判定表

樹齢	地味級		
	上級	中級	下級
年	$m^3$ 超	$m^3$ 以下	$m^3$ 以上
10(8~12年)	26(93石)	26(93石)~	14(50石)
15(13~17)	51(183)	51(183)~	28(101)
20(18~22)	86(309)	86(309)~	46(165)
25(23~27)	116(417)	116(417)~	63(226)
30(28~32)	146(525)	146(525)~	79(284)
35(33~37)	172(618)	172(618)~	93(334)
40(38~42)	195(701)	195(701)~	105(377)
45(43~47)	213(765)	213(765)~	115(413)
50(48~54)	229(823)	229(823)~	123(442)
60(55~64)	285(1,024)	285(1,024)~	176(632)
70(65~74)	376(1,351)	376(1,351)~	237(852)
80(75~84)	473(1,700)	473(1,700)~	279(1,002)
90(85~90)	529(1,901)	529(1,901)~	362(1,301)
地味級の割合	1.3	1.0	0.6



森林の所有形態の別による立木積立  
 及び伐採開始時期の別による立木積立

所有形態	伐採開始時期	立木積立 (千立米)		積立率 (%)	伐採開始時期	立木積立 (千立米)		積立率 (%)	
		1950年	1955年			1950年	1955年		
所有形態	伐採開始時期	10年以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
		5年以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
		1年以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
		未伐	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
		合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
		10年以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
		5年以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
		1年以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
		未伐	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
		合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

(注) 1950年及び1955年の立木積立は「立木積立及び伐採開始時期別」の(注)に留意する。

第6 動 産 の 部



# 1. 家庭用動産の評価 目次

家庭用動産で1個又は1組の価額が5万円以下のものについては、居住用家屋の固定資産税ページ  
に基づいて計算した金額により評価する。

1. 家庭用動産の評価	245
2. 農耕用動産の評価	246
3. 牛の標準価額	247
4. 役馬の標準価額	248
5. 豚の評価	249

家庭用動産の評価割合  
居住用家屋の固定資産税評価額の10%

- (注)
1. 居住用家屋の範囲には、物置、土蔵、倉庫、牛舎、鶏舎又は納屋等は含まれないこと。
  2. 大抵名等がこの評価基準によることが明らかに不適当と認められるものについては、個別評価すること。
  3. 上記の割合によった評価額について、実情により30%以内の減し入しゅくをすることができる。



118 附 属 の 租 税

140 贈 与 課 税 の 課 税

170 贈 与 課 税 の 特 例

240 贈 与 課 税 の 特 例

245 贈 与 課 税 の 特 例

### 1. 家庭用動産の評価

家庭用動産で1個又は1組の価額が5万円以下のものについては、居住用家屋の固定資産税評価額に、次に掲げる評価割合を乗じて計算した金額により評価する。

品名	評価割合
家庭用動産	居住用家屋の固定資産税評価額の30%

- (注)
1. 居住用家屋の範囲には、物置、土蔵、倉庫、牛舎、厩舎又は納屋等は含まれないこと。
  2. 大邸宅等でこの評価基準によることが明らかに不相当と認められるものについては、個別評価すること。
  3. 上記の割合によった評価額について、実情により30%以内の減しんしゃくをすることができる。



## 2. 農耕用動産の評価

農耕用動産で1個又は1組の価格が5万円以下のものについては、経営規模に応じ、次に掲げる標準価額により評価する。

経営区分	経営規模 (耕作面積)		標準価額 円	摘要
	ヘクタール以上	ヘクタール未満		
稲作専業	5.0	-	100,000	田畑ごとに専業経営とした場合における標準価額の合計額をこえる場合には、30%以内の減しんしゃくをする。
	4.0	5.0	80,000	
	2.5	4.0	60,000	
	-	2.5	40,000	
畑作専業	10.0	-	100,000	
	7.0	10.0	80,000	
	5.0	7.0	60,000	
	-	5.0	40,000	
複 合	10.0	-	120,000	
	5.4	10.0	100,000	
	4.0	5.0	80,000	
	-	4.0	60,000	

- (注) 1. 経営区分は次により判定する。
- 稲作専業 …… 耕作面積に対する田面積の割合が80%以上のもの。
  - 畑作専業 …… 耕作面積に対する普通畑面積の割合が80%以上のもの。
  - 複 合 …… 上記以外の田畑兼作のもの。
2. 耕作面積が著しく広大なもの、及び果樹等の特殊畑が主要部分を占めるものについては、この標準価額によらないで個別評価する。

## 3. 牛の標準価額

(1頭当たり)

区分		年令	当 才	2 才	3才~5才	6才~7才	8才~9才	10才以上
乳 用 牛	純粹種		円 78,000	円 154,000	円 202,000	円 160,000	円 121,000	円 42,000
	雑種		47,000	114,000	173,000	149,000	112,000	44,000

区分		年令	当 才	2才~3才	4才~5才	6才以上
肉 用 牛			円 81,000	円 130,000	円 104,000	円 70,000

(注)

1. 価格変動が著しく、この標準価格によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは、売買実例価額及び、精通者意見価格を総合勘案して、個別評価するものとする。
2. 当才の価格は、生後7ヶ月以上のものを100%とし、7ヶ月未満のものは70%、3ヶ月未満のものは40%とする。
3. 種牛については、個別評価を行うものとする。
4. 妊娠牛については、標準価額の10%増により評価する。



#### 4. 役馬の標準価額

(1頭当たり)

年令	当才	2才	3才	4才~7才	8才~9才	10才~12才	13才以上
価額	円 108,000	円 162,000	円 194,000	円 273,000	円 195,000	円 137,000	円 65,000

(注)

1. 価額変動が著しく、この標準価額によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは、売買実例価額及び精通者意見価格を総合勘案して、個別評価するものとする。
  2. 当才の価額は生後7ヶ月以上のものを100%とし、7ヶ月未満のものは70%、3ヶ月未満のものは40%とする。
  3. 妊娠馬については、標準価額の10%増により評価する。
  4. 競走馬(ばんばを含む。)及び種馬については、個別評価を行うものとする。
- なお、評価にあたっては、農業共済組合等の軽種馬保険の契約金額を参しゃくして評価する。

#### 5. 豚の評価

豚の価額は、次の算式により計算した金額等を参しゃく、農家庭渡価額により評価する。  
 なお、種豚の価額については、肉豚の価額の1.5倍の価額により評価する。

$$\text{地方枝肉価額} \times \text{豚の重量} \times 0.6 \text{ (屠肉歩合)}$$

#### 第7 電話加入権の部



第6 電話加入権の標準価額

（注）本表は、電話加入権の標準価額を示すものであり、実際の標準価額は、各都道府県の状況により異なる。

標準価額	100,000円	182,000円	195,000円	213,000円	195,000円	137,000円	65,000円
標準価額	100,000	182,000	195,000	213,000	195,000	137,000	65,000
	（合衆内線） $0.0 \times$ 量直の額 $\times$ 標準内線対代						

（注）

1. 価格変動が著しく、この標準価額によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは、各都道府県の状況により個別に決定して、個別評価するものとする。
  2. 当分の標準価額は、1年以上のものに100%とし、7ヶ月未満のものは70%、3ヶ月未満のものは50%とする。
  3. 経路については、標準価額の10%増減により評価する。
  4. 端末機（ばんばを含む。）及び機材については、個別評価を行うものとする。
- なお、評価にあたっては、標準内線対代等の標準内線対代の別全額を差し引いて評価する。

電話加入権の標準価額

標準価額	100,000円	182,000円	195,000円	213,000円	195,000円	137,000円	65,000円
------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------

（注）本表は、電話加入権の標準価額を示すものであり、実際の標準価額は、各都道府県の状況により異なる。

第7 電話加入権の部



電話加入権の標準価額

全 地 域	44,000円（1加入当たり）
-------	-----------------

（注） 共同電話加入権の価額はこの標準価額の60%相当額によって評価する。

第8 株 式 有 限 公 司

第8 株 式 の 部







気配相場のある株式として国税局長及び  
国税事務所長の指定した銘柄

基本通達 173（気配相場のある株式についての国税局長の指定）の定めにより、気配相場のある株式として国税局長及び国税事務所長が指定した銘柄は、次に掲げるとおりである。

（昭和60年1月1日現在）

国 税 局 及 び 国 税 事 務 所 名	指 定 銘 柄
東 京	該当なし
大 阪	〃
関 東 信 越	〃
札 幌	〃
仙 台	〃
名 古 屋	静岡鉄道
金 沢	福井相互銀行、北陸鉄道、フクビ化学工業、富山相互銀行、 富山地方鉄道、広貫堂、ニッコー
広 島	山口銀行、呉相互銀行、山口相互銀行
高 松	伊予鉄道、香川相互銀行、四国瓦斯、四国変圧器
福 岡	九州商船、長崎自動車、長崎電気軌道
熊 本	旭相互銀行、南国交通、日本瓦斯
沖 縄	該当なし







## 目 農業投資価格の次明

1.	農業投資価格の説明	ページ	263
	別表 1. 農業投資価格一覧表		263
	別表 2. 農業投資価格適用区分図		265
2.	親 族 表		267
3.	相続税, 贈与税速算表		268
4.	度量衡換算表		269
5.	複 利 表		270
6.	預貯金金利及び貸付信託予想配当率等の推移		271
7.	残 価 率 表		273

(10アール当たり)

農業投資価格の 適用地域	田	畑	草場牧場
中央ブロック	340,000	160,000	60,000
南ブロック	250,000	120,000	50,000
北ブロック	180,000	57,000	23,000
東ブロック	180,000	75,000	20,000



六 目

1 農地の農業投資価格  
 2 農地一帯の農業投資価格  
 3 農地一帯の農業投資価格  
 4 農地一帯の農業投資価格  
 5 農地一帯の農業投資価格  
 6 農地一帯の農業投資価格  
 7 農地一帯の農業投資価格  
 8 農地一帯の農業投資価格  
 9 農地一帯の農業投資価格  
 10 農地一帯の農業投資価格  
 11 農地一帯の農業投資価格  
 12 農地一帯の農業投資価格  
 13 農地一帯の農業投資価格  
 14 農地一帯の農業投資価格  
 15 農地一帯の農業投資価格  
 16 農地一帯の農業投資価格  
 17 農地一帯の農業投資価格  
 18 農地一帯の農業投資価格  
 19 農地一帯の農業投資価格  
 20 農地一帯の農業投資価格  
 21 農地一帯の農業投資価格  
 22 農地一帯の農業投資価格  
 23 農地一帯の農業投資価格  
 24 農地一帯の農業投資価格  
 25 農地一帯の農業投資価格  
 26 農地一帯の農業投資価格  
 27 農地一帯の農業投資価格  
 28 農地一帯の農業投資価格  
 29 農地一帯の農業投資価格  
 30 農地一帯の農業投資価格  
 31 農地一帯の農業投資価格  
 32 農地一帯の農業投資価格  
 33 農地一帯の農業投資価格  
 34 農地一帯の農業投資価格  
 35 農地一帯の農業投資価格  
 36 農地一帯の農業投資価格  
 37 農地一帯の農業投資価格  
 38 農地一帯の農業投資価格  
 39 農地一帯の農業投資価格  
 40 農地一帯の農業投資価格  
 41 農地一帯の農業投資価格  
 42 農地一帯の農業投資価格  
 43 農地一帯の農業投資価格  
 44 農地一帯の農業投資価格  
 45 農地一帯の農業投資価格  
 46 農地一帯の農業投資価格  
 47 農地一帯の農業投資価格  
 48 農地一帯の農業投資価格  
 49 農地一帯の農業投資価格  
 50 農地一帯の農業投資価格  
 51 農地一帯の農業投資価格  
 52 農地一帯の農業投資価格  
 53 農地一帯の農業投資価格  
 54 農地一帯の農業投資価格  
 55 農地一帯の農業投資価格  
 56 農地一帯の農業投資価格  
 57 農地一帯の農業投資価格  
 58 農地一帯の農業投資価格  
 59 農地一帯の農業投資価格  
 60 農地一帯の農業投資価格  
 61 農地一帯の農業投資価格  
 62 農地一帯の農業投資価格  
 63 農地一帯の農業投資価格  
 64 農地一帯の農業投資価格  
 65 農地一帯の農業投資価格  
 66 農地一帯の農業投資価格  
 67 農地一帯の農業投資価格  
 68 農地一帯の農業投資価格  
 69 農地一帯の農業投資価格  
 70 農地一帯の農業投資価格  
 71 農地一帯の農業投資価格  
 72 農地一帯の農業投資価格  
 73 農地一帯の農業投資価格  
 74 農地一帯の農業投資価格  
 75 農地一帯の農業投資価格  
 76 農地一帯の農業投資価格  
 77 農地一帯の農業投資価格  
 78 農地一帯の農業投資価格  
 79 農地一帯の農業投資価格  
 80 農地一帯の農業投資価格  
 81 農地一帯の農業投資価格  
 82 農地一帯の農業投資価格  
 83 農地一帯の農業投資価格  
 84 農地一帯の農業投資価格  
 85 農地一帯の農業投資価格  
 86 農地一帯の農業投資価格  
 87 農地一帯の農業投資価格  
 88 農地一帯の農業投資価格  
 89 農地一帯の農業投資価格  
 90 農地一帯の農業投資価格  
 91 農地一帯の農業投資価格  
 92 農地一帯の農業投資価格  
 93 農地一帯の農業投資価格  
 94 農地一帯の農業投資価格  
 95 農地一帯の農業投資価格  
 96 農地一帯の農業投資価格  
 97 農地一帯の農業投資価格  
 98 農地一帯の農業投資価格  
 99 農地一帯の農業投資価格  
 100 農地一帯の農業投資価格

1. 農業投資価格の説明

農業投資価格とは、恒久的に農業の用に供されるべき農地等として自由な取引が行われるものとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格をいい、相続人が農地等を相続して農業を営む場合には、一定の要件のもとにその取得した農地等の価額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税が猶予されることになっている（租税特別措置法第70条の6）。

別表1 北ブロック

農業投資価格一覧表

(10アール当たり)

農業投資価格の適用地域	田	畑	採草放牧地
中央ブロック	340,000 円	160,000 円	60,000 円
南ブロック	250,000	120,000	50,000
北ブロック	180,000	57,000	23,000
東ブロック	180,000	75,000	29,000

東ブロック

太平洋

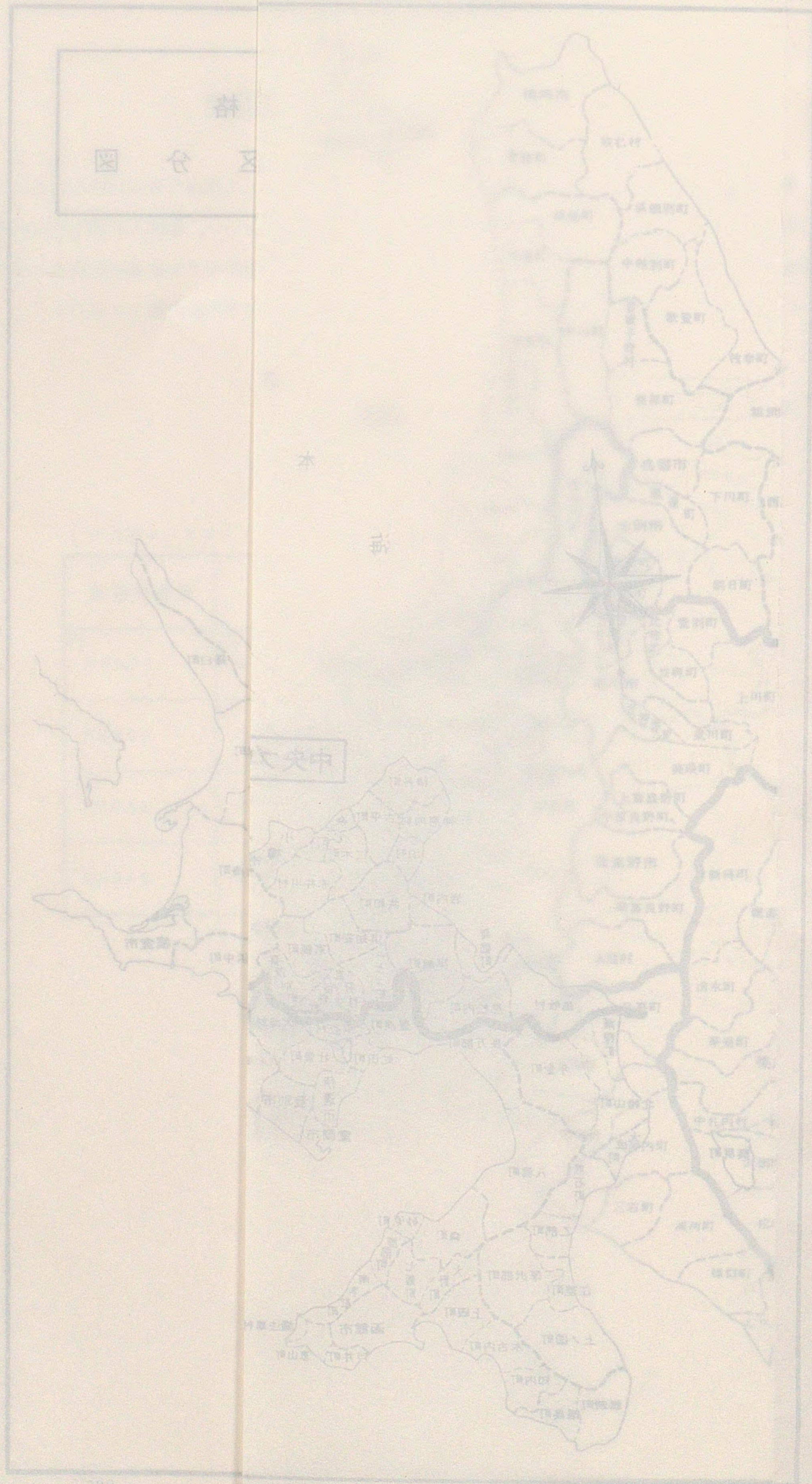




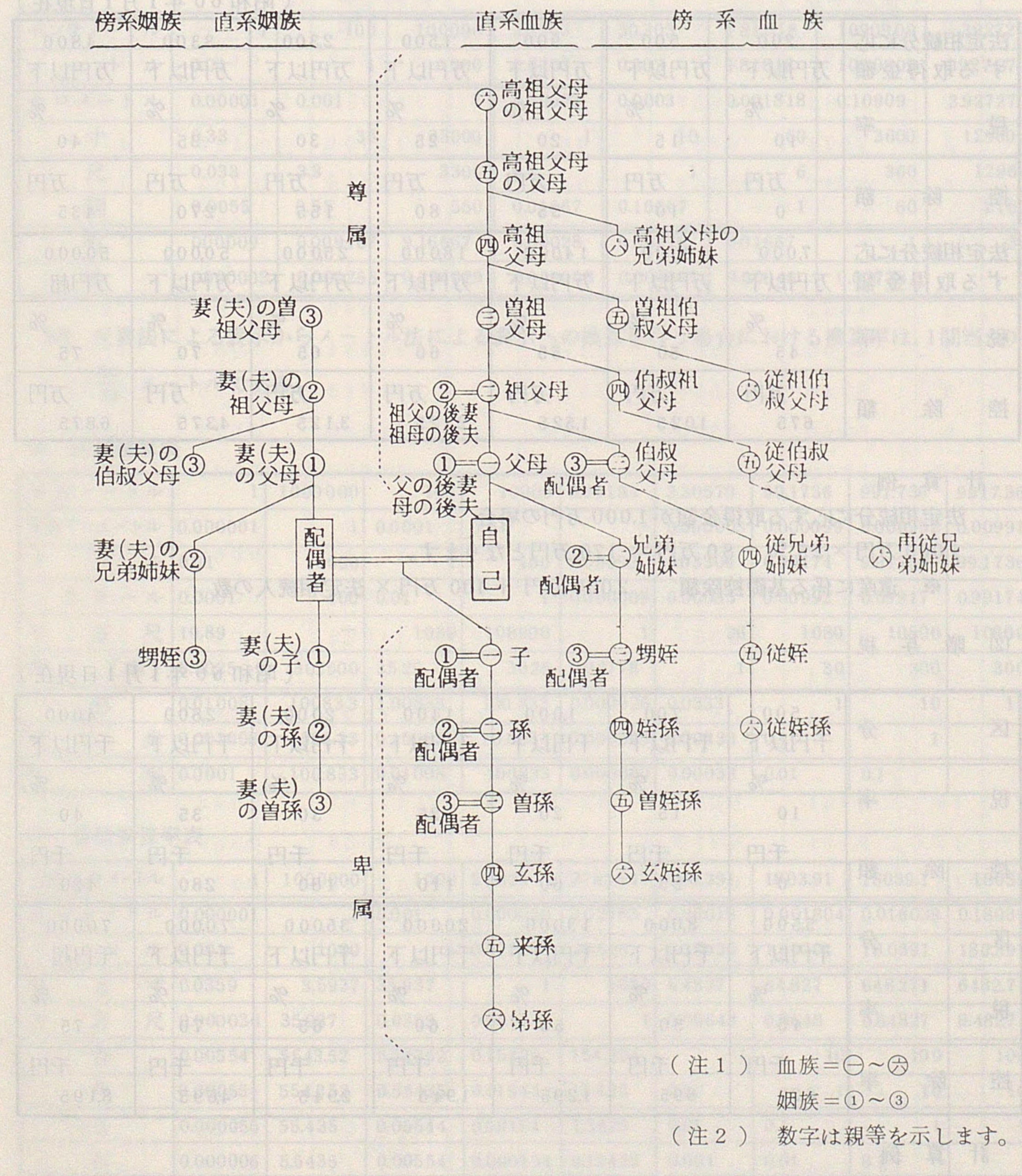








2. 親族表





### 3. 相続税、贈与税速算表

#### (1) 相続税

(昭和60年1月1日現在)

法定相続分に応ずる取得金額	200万円以下	500万円以下	900万円以下	1,500万円以下	2,300万円以下	3,300万円以下	4,800万円以下
税率	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%
控除額	万円0	万円10	万円35	万円80	万円155	万円270	万円435
法定相続分に応ずる取得金額	7,000万円以下	10,000万円以下	14,000万円以下	18,000万円以下	25,000万円以下	50,000万円以下	50,000万円超
税率	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%
控除額	万円675	万円1,025	万円1,525	万円2,225	万円3,125	万円4,375	万円6,875

#### 計算例

法定相続分に応ずる取得金額が1,000万円の場合

1,000万円 × 25% - 80万円 = 170万円となります。

※ 遺産に係る基礎控除額 2,000万円 + 400万円 × 法定相続人の数

#### (2) 贈与税

(昭和60年1月1日現在)

区分	500千円以下	700千円以下	1,000千円以下	1,400千円以下	2,000千円以下	2,800千円以下	4,000千円以下
税率	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%
控除額	千円0	千円25	千円60	千円110	千円180	千円280	千円420
区分	5,500千円以下	8,000千円以下	13,000千円以下	20,000千円以下	35,000千円以下	70,000千円以下	70,000千円超
税率	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%
控除率	千円620	千円895	千円1,295	千円1,945	千円2,945	千円4,695	千円8,195

#### 計算例

通常の場合、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から、基礎控除額(60万円)を差引き、その残額 × 税率 - 控除額 = 税額

例えば、贈与を受けた財産の価額が2,000千円である場合は、

2,000千円 - 600千円 = 1,400千円

1,400千円 × 25% - 110千円 = 240千円となります。

### 4. 度量衡換算表

#### (1) 尺度換算表

センチメートル	1	100	100000	3.0303	30.303	181.818	10909.09	392727
メートル	0.01	1	1000	0.0303	0.303	1.81818	109.0909	3927.27
キロメートル	0.00001	0.001	1	0.00003	0.0003	0.001818	0.10909	3.92727
寸	0.33	33	33000	1	10	60	3600	129600
尺	0.033	3.3	3300	0.1	1	6	360	12960
間	0.0055	0.55	550	0.01667	0.16667	1	60	2160
町	0.00009	0.009167	9.16667	0.00028	0.00278	0.01667	1	36
里	0.000003	0.000255	0.254629	0.000008	0.000077	0.00046	0.02778	1

注) 尺貫法による表示からメートル法による表示への換算を行う場合における換算率は、1間当たり

$\frac{60}{33}$ メートルである。

#### (2) 面積換算表

平方メートル	1	1000000	100	10000	0.09183	3.30579	99.1736	991.736	9917.36
平方キロメートル	0.000001	1	0.0001	0.01	-	0.000003	0.000099	0.000992	0.009917
アール	0.01	10000	1	100	0.00092	0.03306	0.99174	9.91736	99.1736
ヘクタール	0.0001	100	0.01	1	0.000009	0.00033	0.00992	0.09917	0.99174
平方尺	10.89	-	1089	108900	1	36	1080	10800	108000
坪(歩)	0.3025	302500	35.25	3025	0.02778	1	30	300	3000
畝	0.01008	10083.3	1.00833	100.833	0.000926	0.0333	1	10	100
反歩	0.001008	1008.33	0.10083	10.0833	0.000093	0.00333	0.1	1	10
町歩	0.0001	100.833	0.01008	100.833	0.000009	0.00033	0.01	0.1	1

#### (3) 容積換算率表

立方センチメートル	1	1000000	1000	27.826	27826.47	180.391	1803.91	18039.1	180391
立方メートル	0.000001	1	0.001	0.000028	0.02783	0.00018	0.001804	0.018039	0.180391
リットル	0.001	1000	1	0.02783	27.826	0.18039	1.80391	18.0391	180.391
立方寸	0.0359	3.5937	35.937	1	1000	6.4827	64.827	648.271	6482.71
立方尺	0.000036	35.937	0.0359	0.001	1	0.00648	0.0648	0.64827	6.4827
合	0.00554	5543.52	5.54352	0.15425	154.254	1	10	100	1000
升	0.00055	554.352	0.55435	0.01543	15.425	0.1	1	10	100
斗	0.000055	55.435	0.05544	0.00154	1.5425	0.01	0.1	1	10
石	0.000006	5.5435	0.00554	0.000154	0.15425	0.001	0.01	0.1	1

注) 1. 「石」から「立方メートル」への換算を行う場合における換算率は、1石当たり  $\frac{24.01}{1.331}$ 立方メートルである。

2. 「立木石」から「立方メートル」への換算を行う場合における換算率は、1石当たり0.2783立方メートルである。



5. 複 利 率

年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価
1	0.925	0.925	1.020	26	10.809	0.135	1.673
2	1.783	0.857	1.040	27	10.935	0.125	1.706
3	2.577	0.793	1.061	28	11.051	0.115	1.741
4	3.312	0.735	1.082	29	11.158	0.107	1.775
5	3.992	0.680	1.104	30	11.257	0.099	1.811
6	4.622	0.630	1.126	31	11.349	0.092	1.847
7	5.206	0.583	1.148	32	11.434	0.085	1.884
8	5.746	0.540	1.171	33	11.513	0.078	1.922
9	6.246	0.500	1.195	34	11.586	0.073	1.960
10	6.710	0.463	1.218	35	11.654	0.067	1.999
11	7.138	0.428	1.243	36	11.717	0.062	2.039
12	7.536	0.397	1.268	37	11.775	0.057	2.080
13	7.903	0.367	1.293	38	11.828	0.053	2.122
14	8.244	0.340	1.319	39	11.878	0.049	2.164
15	8.559	0.315	1.345	40	11.924	0.046	2.208
16	8.851	0.291	1.372	41	11.967	0.042	2.252
17	9.121	0.270	1.400	42	12.006	0.039	2.297
18	9.371	0.250	1.428	43	12.043	0.036	2.343
19	9.603	0.231	1.456	44	12.077	0.033	2.390
20	9.818	0.214	1.485	45	12.108	0.031	2.437
21	10.016	0.198	1.515	46	12.137	0.029	2.486
22	10.200	0.183	1.545	47	12.164	0.026	2.536
23	10.371	0.170	1.576	48	12.189	0.024	2.587
24	10.528	0.157	1.608	49	12.212	0.023	2.638
25	10.674	0.146	1.640	50	12.233	0.021	2.691

- (注) 1. 複利年金現価は観覧用の鉱泉地、営業権、著作権、鉱業権等の評価に使用する。  
 2. 複利現価は、特許権、定期金に関する権利、信託受益権、清算中の株式、無利息債権等の評価に使用する。  
 3. 複利終価は、標準伐期令をこえる立木の評価に使用する。

率の推移

実施年月日	種 類	金					貸付信託				
		預貯金					予想配当率		買取割引料		
		率					2年	5年	2年	5年	
		3か月	年 上	2年 以 上	2年 6か 月 以 上	3年 以 上					
		%	%	%	%	%	%	(1万円当たり)円	(1万円当たり)円		
52.	4. 4	4.50	2.5	6.75		7.00	7.20	8.32	50	51.12.20	230
	5. 6	3.75	"	"		"	"	"	"	"	"
	5. 21	"	5.0	5.75		6.00	6.20	7.52	"	"	"
	7. 21	"	"	"		"	"	7.32	"	"	"
	8. 21	"	"	"		"	"	7.02	"	52.8.21	170
	9. 21	"	"	"		"	"	6.72	"	"	"
	9. 26	3.25	"	"		"	"	"	"	"	"
	9. 29	"	0.0	5.30		5.50	"	"	"	"	"
53.	4. 17	2.50	"	"		"	4.95	6.22	"	53.4.20	210
	4. 25	"	2.5	4.60		4.75	"	"	"	54.4.20	260
54.	5. 7	3.25	0.0	5.30		5.50	5.70	6.82	"	54.5.21	230
	8. 13	4.00	7.5	6.00		6.25	6.45	7.32	"	54.8.21	180
55.	3. 10	5.00	7.5	7.00		7.25	7.45	7.92	"	55.3.21	100
	4. 14	6.00	5.0	7.75		8.00	8.20	8.62	"	55.4.21	90
	12. 1	5.00	7.5	7.00		7.25	7.45	7.92	"	"	"
56.	4. 13	4.25	0.0	6.25		6.50	7.45	"	"	"	"
	4. 21	"	"	"		"	6.70	"	"	"	"
	5. 6	"	"	"		"	"	7.62	"	56.7.20	100
	11. 6	"	"	"		"	"	8.02	"	56.11.20	190
57.	1. 6	"	"	"		"	"	7.72	"	"	"
	1. 18	3.75	5.0	5.75		6.00	"	"	"	"	"
	1. 21	"	"	"		"	6.20	"	"	"	"
	4. 6	"	"	"		"	"	7.52	"	57.5.20	270
	9. 6	"	"	"		"	"	8.02	"	"	"
58.	1. 6	"	"	"		"	"	7.72	"	"	"
	2. 6	"	"	"		"	"	7.52	"	"	"
	11. 6	"	"	"	(新設)	"	"	7.32	"	"	"
59.	1. 4	3.50	2.5	5.50	5.65	5.75	"	"	"	"	"
	1. 6	"	"	"	"	"	5.95	"	"	59.5.20	280
	4. 6	"	"	"	"	"	"	7.02	"	"	"
	11. 6	"	"	"	"	"	"	6.72	"	59.11.20	160
60.	2. 6	"	"	"	"	"	"	6.52	"	60.2.20	120



6. 預貯金金利及び貸付信託予想配当率等の推移

実施年月日	種 類	銀行預金										郵便貯金									貸付信託						
		定期預金										定期貯金				定額貯金					予想配当率		買取割引料				
		約定利率					解約利率					約定利率		解約利率		利率					2年	5年	2年	5年			
		3か月	6か月	1年	2年	(中間)	6か月未満	6か月以上	1年以上	1年6か月以上	6か月	1年	6か月未満	6か月以上	6か月以上	1年以上	1年6か月以上	2年以上	2年6か月以上	3年以上							
%										%		%		%					%		(1万円当たり)円		(1万円当たり)円				
52.	4. 4	4.50	5.75	6.75	7.00	5.75	2.00	5.00	5.50	6.25		6.75	2.50	5.00	5.00	5.50	6.25	6.75		7.00	7.20	8.32		50	51.12.20	230	
	5. 6	3.75	5.00	5.75	6.00	5.00	〃	4.25	4.75	5.50		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	5. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		5.75	2.00	4.25	4.25	4.75	5.50	5.75		6.00	6.20	7.52		〃	〃	〃	
	7. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.32		〃	〃	〃	
	8. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.02		52. 8.21	170		
	9. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	6.72		〃	〃	〃	
	9. 26	3.25	4.50	5.25	5.50	4.50	1.50	3.75	4.25	5.00		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃		〃	〃	〃	
	9. 29	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		5.25	1.50	3.75	3.75	4.25	5.00	5.30		5.50	〃	〃		〃	〃	〃	〃
53.	4. 17	2.50	3.75	4.50	4.75	3.75	1.00	3.00	3.50	4.25	(新設)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	4.95	6.22		〃	53. 4.20	210	
	4. 25	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3.75	4.50	1.00	3.00	3.00	3.50	4.25	4.60		4.75	〃	〃		〃	54. 4.20	260	
54.	5. 7	3.25	4.50	5.25	5.50	4.50	1.50	3.75	4.25	5.00	4.50	5.25	1.50	3.75	3.75	4.25	5.00	5.30		5.50	5.70	6.82		〃	54. 5.21	230	
	8. 13	4.00	5.25	6.00	6.25	5.25	2.00	4.50	5.00	5.75	5.25	6.00	2.00	4.50	4.50	5.00	5.75	6.00		6.25	6.45	7.32		〃	54. 8.21	180	
55.	3. 10	5.00	6.25	7.00	7.25	6.25	2.75	5.50	6.00	6.75	6.25	7.00	2.75	5.50	5.50	6.00	6.75	7.00		7.25	7.45	7.92		〃	55. 3.21	100	
	4. 14	6.00	7.25	7.75	8.00	7.25	3.25	6.50	7.00	7.50	7.25	7.75	3.25	6.50	6.50	7.00	7.50	7.75		8.00	8.20	8.62		〃	55. 4.21	90	
	12. 1	5.00	6.25	7.00	7.25	6.25	2.75	5.50	6.00	6.75	6.25	7.00	2.75	5.50	5.50	6.00	6.75	7.00		7.25	7.45	7.92		〃	〃	〃	
56.	4. 13	4.25	5.50	6.25	6.50	5.50	1.75	4.75	5.25	6.00	5.50	6.25	2.25	4.75	4.75	5.25	6.00	6.25		6.50	7.45	〃		〃	〃	〃	
	4. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	6.70	〃		〃	〃	〃	
	5. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.62		〃	56. 7.20	100	
	11. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	8.02		〃	56. 11.20	190	
57.	1. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.72		〃	〃	〃	
	1. 18	3.75	5.00	5.75	6.00	5.00	〃	4.25	4.75	5.50	5.00	5.75	1.75	4.25	4.25	4.75	5.50	5.75		6.00	〃	〃		〃	〃	〃	
	1. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	6.20	〃		〃	〃	〃	
	4. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.52		〃	57. 5.20	270	
	9. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	8.02		〃	〃	〃	
58.	1. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.72		〃	〃	〃	
	2. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.52		〃	〃	〃	
	11. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(新設)	〃	〃	7.32		〃	〃	〃	
59.	1. 4	3.50	4.75	5.50	5.75	4.75	1.50	4.00	4.50	5.25	4.75	5.50	1.50	4.00	4.00	4.50	5.25	5.50		5.65	5.75	〃	〃		〃	〃	
	1. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	5.95	〃		〃	59. 5.20	280	
	4. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.02		〃	〃	〃	
	11. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	6.72		〃	59. 11.20	160	
60.	2. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	6.52		〃	60. 2.20	120	



耐用年数と償却率

耐用年数	償却率		償却率		償却率		償却率		耐用年数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年		
2	0.500	0.500						2	
3	0.333	0.333	0.333					3	
4	0.250	0.250	0.250	0.250				4	
5	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200			5	
6	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167		6	
7	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	7	
8	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	8	
9	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111	9	
10	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	10	
11	0.091	0.091	0.091	0.091	0.091	0.091	0.091	11	
12	0.083	0.083	0.083	0.083	0.083	0.083	0.083	12	
13	0.077	0.077	0.077	0.077	0.077	0.077	0.077	13	
14	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	14	
15	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067	15	
16	0.063	0.063	0.063	0.063	0.063	0.063	0.063	16	
17	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059	17	
18	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056	18	
19	0.053	0.053	0.053	0.053	0.053	0.053	0.053	19	
20	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	20	
21	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	21	
22	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	22	
23	0.043	0.043	0.043	0.043	0.043	0.043	0.043	23	
24	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	24	
25	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	25	
26	0.038	0.038	0.038	0.038	0.038	0.038	0.038	26	
27	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	27	
28	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	28	
29	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	29	
30	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	30	
35	0.029	0.029	0.029	0.029	0.029	0.029	0.029	35	
40	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	40	
45	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	45	
50	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	50	
55	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018	55	
60	0.017	0.017	0.017	0.017	0.017	0.017	0.017	60	
65	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016	65	
70	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	70	
75	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	75	

耐用年数	率											
	1年	2年	3年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
2年	0.316	0.100										
3	0.464	0.215	0.10									
4	0.562	0.316	0.17									
5	0.631	0.398	0.25									
6	0.681	0.463	0.31									
7	0.720	0.518	0.37									
8	0.750	0.562	0.42									
9	0.774	0.599	0.46									
10	0.794	0.630	0.50									
12	0.825	0.680	0.56									
15	0.858	0.736	0.63									
18	0.880	0.774	0.68									
20	0.891	0.793	0.70	0.109	0.100							
25	0.912	0.831	0.75	0.171	0.155	0.141	0.128	0.116	0.105	0.100		
27	0.918	0.842	0.77	0.195	0.179	0.164	0.150	0.137	0.125	0.114	0.104	0.100
30	0.926	0.857	0.79	0.229	0.212	0.196	0.181	0.167	0.154	0.142	0.131	0.121
35	0.936	0.876	0.82	0.282	0.263	0.246	0.230	0.215	0.201	0.188	0.175	0.163
40	0.944	0.891	0.84	0.336	0.317	0.299	0.282	0.266	0.251	0.236	0.222	0.209
45	0.950	0.902	0.85	0.375	0.356	0.338	0.321	0.304	0.288	0.273	0.259	0.241
50	0.955	0.912	0.87	0.415	0.396	0.378	0.360	0.344	0.328	0.313	0.299	0.285
55	0.959	0.920	0.88	0.451	0.433	0.415	0.398	0.382	0.366	0.351	0.336	0.322
60	0.962	0.925	0.89	0.477	0.459	0.442	0.425	0.409	0.393	0.379	0.364	0.350
65	0.965	0.931	0.89	0.509	0.491	0.474	0.457	0.441	0.426	0.411	0.397	0.383
70	0.968	0.937	0.90	0.539	0.521	0.504	0.488	0.472	0.457	0.442	0.428	0.414
75	0.970	0.941	0.91	0.563	0.546	0.530	0.514	0.499	0.484	0.469	0.455	0.441

注 この表は、新品の価額が



7. 残 価 率 表 ( 定 率 法 )

耐用年数 経過年数	残 価 率																										
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
2年	0.316	0.100																									
3	0.464	0.215	0.100																								
4	0.562	0.316	0.178	0.100																							
5	0.631	0.398	0.251	0.158	0.100																						
6	0.681	0.463	0.315	0.215	0.146	0.100																					
7	0.720	0.518	0.373	0.268	0.193	0.139	0.100																				
8	0.750	0.562	0.421	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100																			
9	0.774	0.599	0.463	0.358	0.277	0.215	0.166	0.128	0.100																		
10	0.794	0.630	0.500	0.397	0.315	0.250	0.198	0.157	0.125	0.100																	
12	0.825	0.680	0.561	0.463	0.382	0.315	0.260	0.214	0.177	0.146	0.121	0.100															
15	0.858	0.736	0.631	0.541	0.464	0.398	0.342	0.293	0.251	0.216	0.185	0.159	0.136	0.116	0.100												
18	0.880	0.774	0.681	0.599	0.527	0.464	0.408	0.359	0.316	0.278	0.245	0.215	0.189	0.166	0.146	0.128	0.112	0.100									
20	0.891	0.793	0.707	0.630	0.561	0.500	0.445	0.397	0.353	0.315	0.282	0.251	0.223	0.198	0.176	0.156	0.138	0.123	0.109	0.100							
25	0.912	0.831	0.758	0.691	0.630	0.575	0.524	0.478	0.436	0.398	0.363	0.331	0.301	0.274	0.249	0.227	0.207	0.188	0.171	0.155	0.141	0.128	0.116	0.105	0.100		
27	0.918	0.842	0.773	0.710	0.651	0.598	0.549	0.504	0.463	0.425	0.391	0.359	0.329	0.302	0.277	0.254	0.233	0.213	0.195	0.179	0.164	0.150	0.137	0.125	0.114	0.104	0.100
30	0.926	0.857	0.794	0.735	0.680	0.630	0.583	0.540	0.500	0.463	0.429	0.398	0.368	0.340	0.314	0.290	0.268	0.248	0.229	0.212	0.196	0.181	0.167	0.154	0.142	0.131	0.121
35	0.936	0.876	0.820	0.768	0.715	0.673	0.630	0.590	0.552	0.517	0.485	0.454	0.424	0.396	0.370	0.346	0.323	0.302	0.282	0.263	0.246	0.230	0.215	0.201	0.188	0.175	0.163
40	0.944	0.891	0.841	0.794	0.749	0.707	0.668	0.630	0.595	0.561	0.531	0.501	0.472	0.445	0.420	0.396	0.373	0.352	0.336	0.317	0.299	0.282	0.266	0.251	0.236	0.222	0.209
45	0.950	0.902	0.857	0.814	0.773	0.735	0.698	0.663	0.630	0.598	0.570	0.541	0.513	0.487	0.462	0.438	0.416	0.395	0.375	0.356	0.338	0.321	0.304	0.288	0.273	0.259	0.241
50	0.955	0.912	0.871	0.832	0.795	0.759	0.725	0.692	0.661	0.631	0.603	0.575	0.549	0.524	0.500	0.478	0.456	0.435	0.415	0.396	0.378	0.360	0.344	0.328	0.313	0.299	0.285
55	0.959	0.920	0.882	0.846	0.811	0.778	0.746	0.715	0.686	0.658	0.631	0.605	0.580	0.556	0.533	0.511	0.490	0.470	0.451	0.433	0.415	0.398	0.382	0.366	0.351	0.336	0.322
60	0.962	0.925	0.890	0.856	0.823	0.792	0.762	0.733	0.705	0.678	0.652	0.627	0.603	0.580	0.558	0.537	0.516	0.496	0.477	0.459	0.442	0.425	0.409	0.393	0.379	0.364	0.350
65	0.965	0.931	0.898	0.867	0.837	0.808	0.780	0.753	0.727	0.702	0.677	0.653	0.630	0.608	0.587	0.566	0.546	0.527	0.509	0.491	0.474	0.457	0.441	0.426	0.411	0.397	0.383
70	0.968	0.937	0.907	0.878	0.850	0.823	0.797	0.771	0.746	0.722	0.699	0.677	0.655	0.634	0.614	0.594	0.575	0.557	0.539	0.521	0.504	0.488	0.472	0.457	0.442	0.428	0.414
75	0.970	0.941	0.913	0.886	0.860	0.835	0.810	0.786	0.763	0.741	0.719	0.697	0.676	0.656	0.636	0.617	0.598	0.580	0.563	0.546	0.530	0.514	0.499	0.484	0.469	0.455	0.441

注) この表は、新品の価額から、取得の時期から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した価額を求める場合に使用する。



手 掛 年	表									
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
2年	0.318	0.100								
3	0.484	0.218	0.100							
4	0.583	0.316	0.178	0.100						
5	0.631	0.398	0.257	0.138	0.100					
6	0.681	0.463	0.318	0.218	0.146	0.100				
7	0.730	0.518	0.378	0.268	0.193	0.133	0.100			
8	0.780	0.563	0.431	0.318	0.237	0.173	0.138	0.100		
9	0.774	0.598	0.463	0.328	0.273	0.188	0.158	0.128	0.100	
10	0.794	0.630	0.500	0.365	0.218	0.250	0.198	0.153	0.128	0.100
12	0.828	0.680	0.561	0.463	0.288	0.218	0.280	0.214	0.173	0.146
13	0.828	0.728	0.594	0.511	0.311	0.261	0.298	0.231	0.193	0.166
14	0.880	0.774	0.628	0.557	0.337	0.287	0.318	0.258	0.218	0.193
20	0.891	0.798	0.707	0.630	0.401	0.390	0.417	0.363	0.318	0.278
25	0.913	0.831	0.728	0.637	0.430	0.418	0.424	0.388	0.348	0.308
27	0.918	0.848	0.738	0.647	0.440	0.421	0.428	0.394	0.353	0.313
30	0.928	0.857	0.748	0.657	0.450	0.428	0.433	0.400	0.363	0.323
35	0.938	0.876	0.758	0.667	0.460	0.433	0.438	0.405	0.373	0.333
40	0.944	0.891	0.768	0.677	0.470	0.438	0.443	0.410	0.383	0.343
45	0.950	0.903	0.773	0.687	0.473	0.443	0.448	0.415	0.393	0.353
50	0.955	0.913	0.778	0.698	0.478	0.448	0.453	0.420	0.403	0.363
55	0.958	0.920	0.783	0.708	0.481	0.453	0.458	0.425	0.413	0.373
60	0.963	0.928	0.788	0.718	0.483	0.458	0.463	0.430	0.423	0.383
65	0.968	0.931	0.793	0.728	0.488	0.463	0.468	0.435	0.433	0.393
70	0.968	0.937	0.798	0.738	0.493	0.468	0.473	0.440	0.443	0.403
75	0.970	0.941	0.803	0.748	0.498	0.473	0.478	0.445	0.453	0.413

この表は、商品の価格の増減、及び商品の価格の増減を測るための表である。



